

「申請取次行政書士」とは、出入国在留管理庁に届出を行い所定の研修を修了することで、外国人本人に代わって在留資格の申請や在留カード手続を入管へ取次できる行政書士を指し、本人出頭が原則の手続を代理提出できるため、外国人や企業の負担軽減に大きな役割があります

申請取次行政書士の概要

入管法上の「申請等取次制度」に基づく制度です
本人出頭が原則の在留諸申請を、取次者が提出できます
行政書士のうち、入管庁に届出済の者のみが名乗れます

取次できる主な手続

在留資格認定証明書交付申請
在留期間更新許可申請
在留資格変更許可申請
再入国許可申請
在留カードの有効期間更新・記載事項変更・再交付・受領など

申請取次行政書士になる要件

行政書士登録をしていること
日本行政書士会連合会などが実施する申請取次事務研修会を受講し、効果測定に合格すること
研修修了証を添えて、所属行政書士会経由で地方出入国在留管理局長へ届出を行うこと
届出済証明書（通称ピンクカード）の交付を受けること

更新・研修義務

届出は一定期間ごとに更新が必要
制度や入管法改正に対応するため、更新時に研修受講が求められます

利用するメリット

外国人本人が入管へ出頭せずに手続が可能
書類作成や要件整理を専門家が行うため、不許可リスクや手戻りを減らせます

A "certified administrative scrivener acting as an application agent" refers to an administrative scrivener who, after registering with the Immigration Services Agency and completing prescribed training, can act on behalf of foreign nationals to submit applications for residence status and residence card procedures to the Immigration Bureau. Because they can submit procedures that would otherwise require the applicant's personal appearance, they play a significant role in reducing the burden on foreign nationals and companies. Overview of Certified Administrative Scriveners Acting as Application Agents:

This system is based on the "Application Agent System" under the Immigration Control Act.

Applications for residence status that would otherwise require the applicant's personal appearance can be submitted by an agent.

Only certified administrative scriveners who have registered with the Immigration Services Agency can use this title.

Main Procedures that can be handled:

Application for Certificate of Eligibility Application for Extension of Period of Stay Application for Change of Status of Residence Application for Re-entry Permit Validation of Residence Card Renewal of period, change of registered information, reissuance, receipt, etc.

Requirements to become an application-handling administrative scrivener

Must be registered as an administrative scrivener

Must attend an application-handling training course conducted by the Japan Federation of Administrative Scriveners Associations, etc., and pass the effectiveness assessment

Must submit a notification to the Director of the Regional Immigration Bureau through the affiliated administrative scrivener association, along with the training completion certificate

Must receive a notification certificate (commonly known as a pink card)

Renewal and training obligations

Notifications must be renewed at regular intervals

Training is required at the time of renewal to keep up with changes in the system and immigration law

Benefits of using this service

Procedures can be completed without the foreigner appearing in person at the immigration office

Since a professional handles document preparation and requirements organization, the risk of rejection and rework can be reduced

申請等取次制度の概要（令和7年10月）

申請等取次制度とは

- ◇ 在留期間更新許可申請等の在留諸申請や在留カードの記載事項変更等の手続については、地方出入国在留管理局への本人出頭を原則としている。
- ◇ 本人出頭の原則の例外として、法定代理人などの代理人が申請を行うケースのほか、申請・届出案件の増加による窓口の混雑緩和や申請人・届出人の負担軽減等のため、一定の者については、外国人本人の申請等の取次ぎを行うことを可能とする申請等取次制度を定めている。

取次ぎを行える者	申請等取次者となるための手続	出頭を免ぜられる者	申請等取次範囲（主たる手続）
受入れ機関等の職員	地方出入国在留管理局長へ申請等取次ぎの申出を行い、 適当と認められること(注1) (注1)①これまでに入管法に違反する行為その他外国人の入国・在留管理上申請等の取次ぎを承認することが相当でない行為を行ったことがないなど信用できる者であること、②外国人の入国・在留手続に関する知識を有していると認められる者であること、などの条件を満たす必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・当該機関に受け入れられている又は受け入れられようとしている外国人 ・上記外国人の扶養を受ける配偶者又は子で当該外国人と同居する者(注2) ※当該機関が監理団体の許可を受けている場合 上記に加えて当該機関が実習監理を行っている又は行おうとしている技能実習生 ※当該機関が登録支援機関として登録されている場合 上記に加えて当該機関が支援を行っている又は行おうとしている1号特定技能外国人 ※旅行者については、旅行手続の依頼を受けた外国人に係る再入国許可申請を取り次ぐことができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・在留資格認定証明書交付申請(注3) ・在留期間更新許可申請 ・在留資格変更許可申請(注4) ・再入国許可申請 ・在留カードの有効期間更新申請 ・在留カードの住居地以外の記載事項変更届出 ・在留カードの再交付申請 ・在留カードの受領 等
旅行者の職員		(注2)以下の者をいう。 ①公用の在留資格をもって在留する外国人又は在留しようとする外国人と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を行うとして、同在留資格をもって在留する者又は在留しようとする者 ②家族滞在の在留資格をもって在留する者又は在留しようとする者 ③当該外国人の扶養を受ける日常的な活動を指定されて特定活動の在留資格をもって在留する者又は在留しようとする者 ④当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子であって法別表第二の在留資格をもって在留する者又は在留しようとする者	(注3)受入れ機関等及び旅行者の職員は、申請等取次ぎではなく、「代理人」として申請を行うことが可能。 (注4)受入れ機関等に受け入れられている(当該機関が実習監理を行っている場合及び当該機関が特定技能所属機関との間の適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施の委託契約に基づき支援を行っている場合を含む)外国人等の在留資格変更許可申請の取次を行った者は、当該申請の許可に係る在留カードの受取についても取り次ぐことが可能。
公益法人の職員		申請等の取次ぎを依頼した外国人	
弁護士	所属する弁護士会・行政書士会を経由して地方出入国在留管理局長に届出をすること	(在留資格認定証明書交付申請においては、当該外国人の代理人)	
行政書士			